

# 武蔵野市地域子育て支援拠点事業 事業運営仕様書

## 1 事業の目的

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大に対応し、地域において子育て家庭の交流等を促進する子育て支援拠点を設置することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的とする。また、社会教育施設内に設置することにより、多世代交流としての役割を充実させる。

## 2 事業開始時期

令和9年4月

※開始が5月以降になる（ことが見込まれる）場合は、必ず市へ事前相談してください。

## 3 事業の概要

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第6項に基づき実施される事業とする。

### （1）基本事業

- ①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ②子育て等に関する相談、援助の実施
- ③地域の子育て関連情報の提供
- ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施（月1回以上）

### （2）地域支援

地域全体で、子どもの育ち・親の育ちを支援するため、地域の実情に応じ、地域に開かれた運営を行い、関係機関や子育て支援活動を実施する団体等と連携の構築を図るための以下①～④のいずれかの取組みを月1回以上実施すること。

- ①高齢者・地域学生等地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組み
- ②地域の団体と協働して伝統文化や習慣・行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組み
- ③地域ボランティアの育成、町内会、子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組み
- ④本事業を利用したくても利用できない家庭に対して訪問支援等を行うことで、地域とのつながりを継続的に持たせる取組み

## 4 その他

### （1）事業の対象

妊娠期を含む0歳～未就学児の子育て家庭（保護者とその子ども）とする。

### （2）実施場所

武蔵野市民会館1階 現保育室 面積103㎡程度（所在地：武蔵野市境2丁目3番7号）

※令和8年度大規模改修工事中

※令和9年2月引き渡し、3月什器搬入予定

### (3) スペース及び設備

おおむね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えのない程度以上の広さ(40㎡程度)を有する専用のスペースを確保し、授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具、その他乳幼児を連れて利用しても支障が生じないよう必要な設備を設置すること。

※改修後の市民会館保育室の図面(予定)は別紙参照。

※授乳コーナー及びベビーベッドスペースを整備予定。備品は事業運営者が準備すること。

### (4) 実施日時

週5日以上、かつ1日5時間以上開設すること。

※開館曜日及び開館時間は、市民会館の運営ルールに従うこととする。

※市民会館休館日: 毎週木曜日年末年始(12月29日~1月3日)

### (5) 職員配置

子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育てひろば事業に一定の知識及び経験を有する専任の者を2名以上配置し、かつうち1名以上を常勤とすること。

※常勤とは、週5日以上勤務し、所定労働時間内のフルタイムでひろば事業に専ら従事する者とする。

### (6) 安全配慮及び保険加入

利用者の安全に十分配慮すること。運営事業者の責任において利用者その他第三者に損害を与えた場合はその損害を賠償することとし、そのために必要な保険に加入すること。

## 5 全般的事項

### (1) 関係法令の遵守

事業の運営にあたっては、児童福祉法、子ども・子育て支援法、地域子育て支援拠点事業実施要綱、その他関係法令を遵守すること。

### (2) 施設長の配置

事業を統括する常勤の施設長を1名配置すること(配置職員に含めることは可能)。

### (3) 実績報告等

運営事業者は、会計年度ごとの実績報告を当該会計年度の終了後30日以内に市に提出することとする(武蔵野市地域子育て支援拠点事業運営費補助金交付要綱参照)。

## 6 会計事項

(1) 補助金は予算の範囲内で交付する。

(2) 事業者は、毎年、武蔵野市地域子育て支援拠点事業運営費補助金交付申請書(第1号様式)に

市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出し、補助金の申請を行うこととする。

- (3) 補助金は、所定書類の提出を受けて審査・交付決定をした上で、所定の手続きによる請求を受けて年額（概算払い）を4回に分けて交付する（開設準備経費は初回に合算）。ただし、開設初年度は年度途中の開設となる場合は、実施月による按分を行った上で、一括で概算払いを行う。
- (4) 補助金の交付にあたっては、市の定める補助金交付要綱及び補助金交付規則を遵守するものとする。

支払い時期	4月	7月	10月	1月
交付金額	運営費年額 1/4	運営費年額 1/4	運営費年額 1/4	運営費年額 1/4

#### 【注意事項】

- ・ 交付金額は概算払いとし、補助対象経費の実支出額と比べて少ない方の額とする。支出を明らかにした上で生じた残金は市に返還すること。
- ・ 補助対象経費は、他の助成金・補助金等の交付対象となっていないものとする。

#### 7 その他

- ・ 事業の運営にあたっては、市民会館のルールに従い実施する。
- ・ 事業運営者は、市民会館及び男女平等推進センター（市民会館に併設）と連携し、事業を実施することとする。
- ・ 事業運営者は、実施場所の使用にあたり、毎年度、教育委員会が指定する様式にて生涯学習スポーツ課に教育財産使用許可の申請をし、許可を得ること。
- ・ 上記の教育財産使用許可に伴う使用料は免除となる予定。（武蔵野市行政財産使用料条例第5条1項2号に基づき、別途、教育委員会が指定する様式にて使用料の減免手続きを行う。）
- ・ 工期が遅れる等不測の事態が生じた場合は、市と運営事業者が協議のうえ開設時期を決定する。
- ・ この仕様書に定めのないものは、市と運営事業者が協議のうえ決定する。